

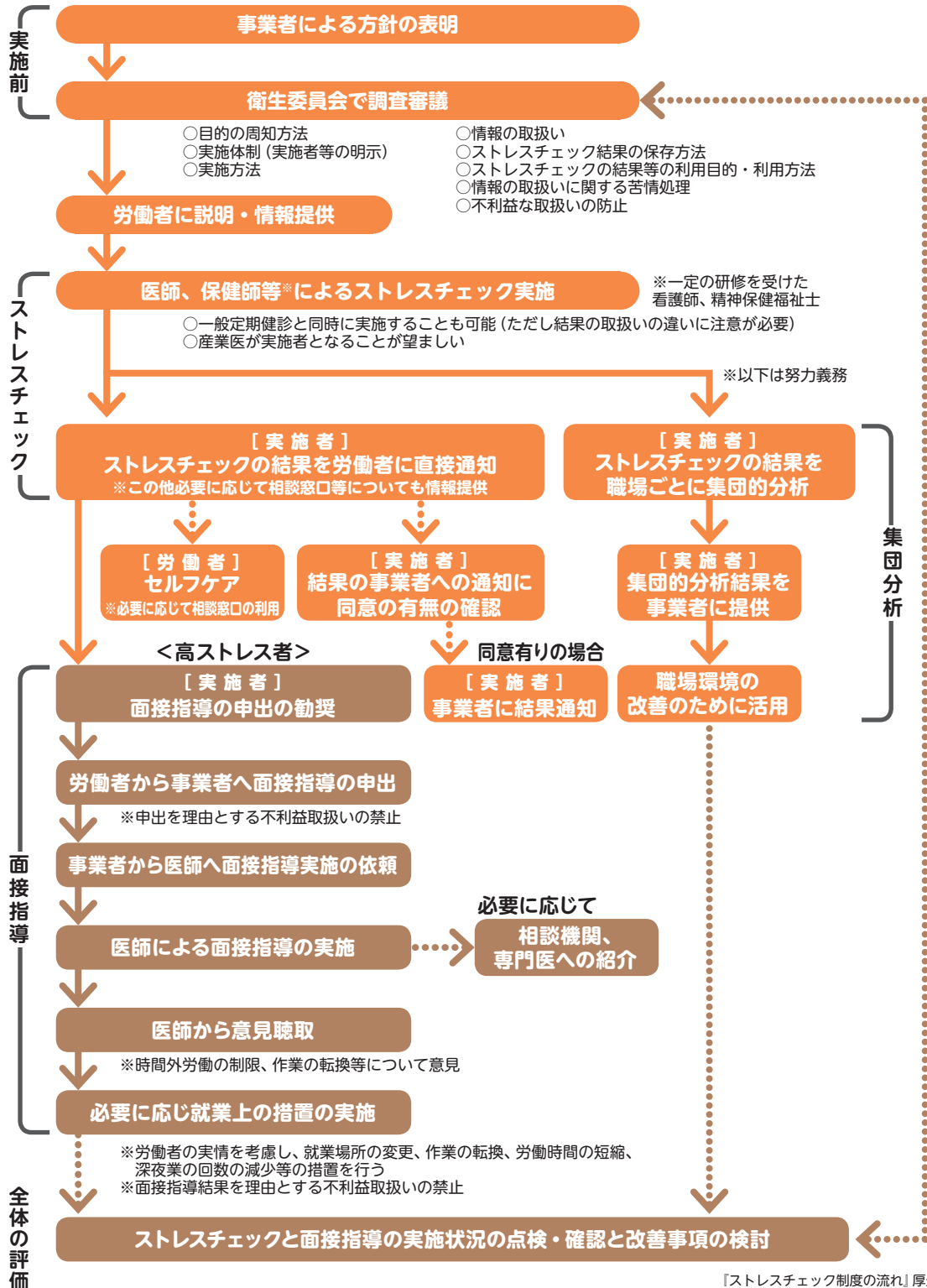
「ストレスチェック制度」がはじまります!

平成 27 年 12 月 1 日より、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査としてストレスチェックと面接指導等の実施が事業者に義務付けられました。(労働者 50 人未満の事業者については、当面「努力義務」となります。)

厚生労働省から示されたストレスチェック制度の基本的な流れについては、下表のとおりとなります。



ストレスチェック制度の流れ



※本組合のホームページより、Webストレスチェックにてセルフチェックが行えます。